

「税理士法基本通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）

（趣旨）

本通達は、所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）の施行等に伴い、既往の取扱いを整備するものです。

（意見公募手続に付さなかった旨及びその理由）

本件は、税理士法の改正に伴い、その施行に関して必要な事項を定めるため及び当然必要とされる規定の整理のために関係通達を改正するものであり、行政手続法第39条第4項第二号及び第八号に当たることから意見公募手続を実施しませんでした。